

# 静岡市報

No. 10

静岡市追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日

## 目次

### 条 例

静岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正	293
静岡市事務分掌条例の一部改正	294
静岡市職員退職手当支給条例の一部改正	295
静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正	298
静岡科学館条例の制定	299
静岡市都市山村交流センター条例の制定	302
静岡市自転車等駐車場条例の一部改正	306
静岡市公民館条例の一部改正	307
静岡市図書館条例の一部改正	308
静岡市井川財産区議会設置条例の制定	309
静岡市両河内財産区議会設置条例の制定	311
静岡市井川財産区議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	313

### 規 則

静岡市会計規則の一部改正	314
第57回日本選手権競輪の開催に伴う静岡市会計規則及び静岡市契約規則の特例に関する規則の制定	314
静岡市井川財産区議会定例会規則の一部改正	315

### 告 示

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正	316
教育委員会規則	
静岡市立高等学校学則の一部改正	316
選挙管理委員会告示	
在外選挙人名簿からの抹消	317
選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧	317
在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧	318
静岡市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧	318
在外選挙人名簿からの抹消	318

## 条 例

静岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月24日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第345号

静岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

静岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成15年静岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「委託し」を「行わせ」に、「当該委託」を「当該管理の業務」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月24日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第346号

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

静岡市事務分掌条例（平成15年静岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条健康文化部の分掌事務中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）生涯学習に関する事項

第1条中生活環境部及び保健福祉部の部の名称及び分掌事務を削り、健康文化部の分掌事務の次に次のように加える。

市民生活部

（1）市民生活に関する事項

（2）国民健康保険に関する事項

環境部

（1）環境の保全及び創造に関する事項

（2）廃棄物の処理及び減量に関する事項

## 福祉部

(1) 社会福祉に関する事項

(2) 介護保険に関する事項

## 保健衛生部

(1) 保健衛生に関する事項

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成15年静岡市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「保健福祉部」を「保健衛生部」に改める。

(静岡市社会福祉審議会条例の一部改正)

3 静岡市社会福祉審議会条例(平成15年静岡市条例第133号)の一部を次のように改正する。

第9条中「保健福祉部」を「福祉部」に改める。

(静岡市興津川の保全に関する条例)

4 静岡市興津川の保全に関する条例(平成15年静岡市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第22条第16項中「生活環境部」を「環境部」に改める。

(静岡市町界町名整理調査委員会条例)

5 静岡市町界町名整理調査委員会条例(平成15年静岡市条例第222号)の一部を次のように改正する。

第9条中「生活環境部」を「市民生活部」に改める。

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月24日

静岡市長 小 嶋 善 吉

## 静岡市条例第347号

## 静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

静岡市職員退職手当支給条例(平成15年静岡市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第23条第3項」を「第23条第2項」に改め、同条第11項中「再就職手当、常用就職支度金」を「就業促進手当」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の2第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

第12条第11項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第13項中「又は第4号」を削り、同条第16項を同条第17項とし、同条第15項中「第10条の3」を「第10条の4」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「第5号から第7号」を「第4号から第6号」に、「再就職手当、常用就職支度金」とあるのは「常用就職支度金」を「就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の2第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項に規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

附則第4項中「、第10条の規定にかかわらず」を削り、「100分の110」を「100分の104」に改め、附則第5項中「35年を超え38年以下」を「36年」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、静岡市退職手当支給条例附則第4項及び第5項の改正規定は平成16年1月1日から、附則第12項の規定は平成17年1月1日から施行する。

## (経過措置)

2 前項本文の規定によるこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職した職員に係る改正後の静岡市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第12条の規定

による失業者の退職手当の支給については、次項から第5項に定めるものを除き、なお従前の例による。

- 3 新条例第12条第11項第4号及び第14項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条第11項第4号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対する改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第11項第4号及び第5号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第12条第16項の規定は、施行日以後にした偽りその他不正の行為によって同条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対する命令について適用し、施行日前にした偽りその他不正の行為によって同条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部又は一部を返還すること又はその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。
- 5 新条例第12条第16項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条の4第2項に規定する職業紹介事業者等をいう。以下同じ。）に対して適用し、施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帯して新条例第12条第16項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。
- 6 第2項から前項までの場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成15年5月1日から施行日の前日までの間における旧条例第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）」と、同項第2号並びに同条第3項、第5項から第11項までの規定、第15項及び第16項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
- 7 附則第2項、第3項及び第6項の規定にかかわらず、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第12条の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、任命権者が定めるところによる。
- 8 附則第2項、第3項及び第6項の規定にかかわらず、平成15年5月1日前に退職した職員が平成15年5月1日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）附則第8条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第12条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当を支

給する。ただし、これらの者のうち旧条例第12条第11項第4号又は第5号の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、任命権者が定めるところによる。

- 9 平成15年5月1日から施行日までの間に退職した職員に対して、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に旧条例第12条の規定により支払われた退職手当は、附則第7項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。
- 10 平成16年1月1日から平成16年12月31日までにおける新条例附則第4項及び新条例附則第5項の規定の適用については、新条例附則第4項中「額は」とあるのは「額は、第10条の規定にかかわらず」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」と、新条例附則第5項中「36年」とあるのは「35年を超え37年以下」とする。
- 11 前項の規定にかかわらず、20年以上35年未満の期間勤続して退職した者に係る平成16年1月1日から平成16年3月31日までにおける新条例附則第4項の規定の適用については、同項中「100分の104」とあるのは「100分の108」とする。
- 12 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で静岡市職員退職手当支給条例第6条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が同条例第7条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 13 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、任命権者が定める。

静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月24日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第348号

静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市病院事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ（ア）中「600床」を「555床」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡科学館条例をここに公布する。

平成15年12月24日

静岡市長 小 嶋 善 吉

## 静岡市条例第349号

## 静岡科学館条例

## (設置)

第1条 静岡市は、市民が自ら体験することを通して身近な科学に親しみ、及び科学への関心を高める場を提供することにより、市民の創造力及び感性の向上に資するため、次の施設を設置する。

名 称	位 置
静岡科学館	静岡市南町14番25号

## (事業)

第2条 静岡科学館(以下「科学館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 科学に関する装置及び資料(以下「科学資料」という。)の展示に関すること。
- (2) 科学に関する理解を深めるための実演会及び講座等の企画運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

## (開館時間)

第3条 科学館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、第9条の規定による指定を受けて科学館の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

## (休館日)

第4条 科学館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合を除く。)

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日(日曜日に当たる場合を除く。)

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(入館料等)

第5条 科学館に入館しようとする者は、入館の際に、別表に定める入館料を納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる者については、入館料(次項の規定により増額した入館料を除く。)を無料とする。

(1) 市内に居住する70歳以上の者

(2) 小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者

(3) 小学校の就学の始期に達していない者

3 市長は、第1項本文の規定にかかわらず、特別の陳列をした場合は、その期間内に限り、入館料を増額することができる。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。

(入館料の不還付)

第6条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市の都合で観覧できなくなったとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、科学館への入館を拒否し、又は科学館からの退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 科学館の管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第8条 科学館の施設、設備、備品、科学資料等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第9条 科学館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。



(指定管理者の指定の申請)

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第11条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画が科学館の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が科学館の効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第12条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 科学館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(原状回復の義務)

第14条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設若しくは設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この規則は、平成16年3月20日から施行する。ただし、第1条及び第9条から第13条までの規定は、公布の日から施行する。

## 別表（第5条関係）

利用区分	単位	入館料
個人	1人1日につき	500円
団体	1人1日につき	400円
定期入館	1人1年につき	3,000円

備考 「団体」とは、20人以上をいう。

静岡市都市山村交流センター条例をここに公布する。

平成15年12月24日

静岡市長 小嶋善吉

## 静岡市条例第350号

## 静岡市都市山村交流センター条例

## （設置）

第1条 静岡市は、農業体験等の交流場所としての施設及び憩いの場を提供する

とともに、必要な講座、教室等を開催すること等により、都市住民と中山間地域

住民の交流の促進を図るため、都市山村交流センターを設置する。

## （名称及び位置）

第2条 都市山村交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市藁科都市山村交流センター	静岡市大原1834番地

## （事業）

第3条 静岡市藁科都市山村交流センター（以下「交流センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- （1）都市住民と中山間地域住民の交流を図るための講座、教室等の開設に関すること。
- （2）藁科地域の歴史、文化、産業等の紹介に関すること。

(3) 都市住民と中山間地域住民の交流を図るための施設及び市民の憩いの場の提供に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開館時間)

第4条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、第16条の規定による指定を受けて交流センターの管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第5条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)

(2) 12月28日から翌年1月4日までの日

(専用利用の許可)

第6条 別表に掲げる施設を専用して利用しようとする者(以下「専用利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。専用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(専用利用の不許可)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流センターの専用利用又は許可事項の変更を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 交流センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、その専用利用を不相当と認めるとき。

(使用料の納付)

第8条 専用利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に納期限を定めるときは、当該納期限までに使用料を納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

できる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 専用利用者の責めに帰すことができない理由により利用することができなくなったと

き。

(2) 規則で定める期限までに専用利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(特別の設備等)

第11条 専用利用者は、交流センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(専用利用の許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、専用利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第7条各号に掲げる事由が生じたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により専用利用の許可を受けたとき。

(3) 専用利用の許可の条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、交流センターの管理上特に必要があると認めるとき。

(入館の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流センターへの入館を拒否し、又は交流センターからの退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 交流センターの管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(入館者の原状回復の義務)

第14条 入館者は、交流センターの利用が終わったとき、又は第12条の規定により専用利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 交流センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償

額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 交流センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第17条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第18条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画が交流センターの設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が交流センターの効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第19条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 交流センターの施設の利用の許可に関すること。
- (3) 交流センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第21条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第16条から第20条までの規定は、公布の日から施行する。

別表(第6条、第8条関係)

室 名	面積	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
交流室 A (調理台を含む。)	70m <sup>2</sup>	900円	1,200円	2,100円
交流室 B	70m <sup>2</sup>	900円	1,200円	2,100円
交流室 C	140m <sup>2</sup>	1,800円	2,400円	4,200円

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月24日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第351号

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市自転車等駐車場条例(平成15年静岡市条例第238号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	静岡市黒金町東第2自転車等駐車場	静岡市黒金町57番地の1	を
			」
「	静岡市黒金町東第2自転車等駐車場	静岡市黒金町57番地の1	に
	静岡市森下町自転車等駐車場	静岡市森下町1番1号	
			」

改める。

別表第 2 の 1 中「及び静岡市黒金町東第 2 自転車等駐車場」を「、静岡市黒金町東第 2 自転車等駐車場及び静岡市森下町自転車等駐車場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 90 日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

静岡市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 15 年 12 月 24 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 352 号

静岡市公民館条例の一部を改正する条例

静岡市公民館条例（平成 15 年静岡市条例第 272 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表静岡市清水興津公民館の項中「静岡市清水興津本町 218 番地」を「静岡市清水興津本町 829 番地」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 6 条関係）

清水中央公民館等使用料

区 分	面 積	使 用 料		
		午 前	午 後	夜 間
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
集会室、会議室その他の室（静岡市清水興津公民館多目的ホールを除く。）	50㎡未満	520円	830円	1,050円
	50㎡以上70㎡未満	830円	1,350円	1,780円
	70㎡以上100㎡未満	1,250円	1,980円	2,620円

	100㎡以上150㎡未満	1,670円	2,620円	3,150円
	150㎡以上	2,720円	4,200円	5,250円
静岡市清水興津公民館多目的ホール	538㎡	6,300円	8,400円	9,450円

## 備考

- 1 各時間帯を超えて利用するときは、各時間帯の使用料の合計額とする。
- 2 和室を利用するときは、上記使用料の2割に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加算する。
- 3 結婚披露宴会場として会議室を利用するときは、上記使用料にかかわらず、1回につき清水中央公民館等のうち静岡市清水中央公民館については3,670円(第2会議室及び第3会議室を利用するとき。)又は3,150円(第1会議室及び第3会議室を利用するとき。)を、静岡市清水中央公民館以外の公民館については3,150円を徴収する。
- 4 静岡市清水興津公民館多目的ホールの一部を占有して利用する場合において、その利用面積が2分の1に満たないときの使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。
- 5 特に光熱を必要とするときは、実費を徴収する。
- 6 市民以外の者が利用するときは、上記使用料の2倍の額を徴収する。

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して180日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表第2 静岡市清水興津公民館多目的ホールの項使用料の欄並びに同表備考第4項及び第6項に係る改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月24日

静岡市長 小 嶋 善 吉



## 静岡市図書館条例の一部を改正する条例

静岡市図書館条例（平成15年静岡市条例第273号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

静岡市立清水中央図書館	静岡市清水入江岡町15番23号	を
静岡市立清水中央図書館	静岡市清水入江岡町15番23号	に
静岡市立清水興津図書館	静岡市清水興津本町829番地	

改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して180日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

静岡市井川財産区議会設置条例をここに公布する。

平成15年12月26日

静岡市長 小 嶋 善 吉

## 静岡市条例第354号

## 静岡市井川財産区議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第295条の規定により、静岡市井川財産区(以下「財産区」という。)に議会を置く。

(議会の議員の定数)

第2条 議会の議員(以下「議員」という。)の定数は、10人とする。

(議員の任期)

第3条 議員の任期は、4年とする。

2 前項の任期は、一般選挙の日から起算する。ただし、任期満了による一般選挙が議員の

任期満了の日前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の議員がすべてなくなったときは議員がすべてなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

- 3 補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議員の選挙権)

第4条 日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上財産区の区域内に住所を有する者は、議員の選挙権を有する。

(議員の被選挙権)

第5条 議員の選挙権を有する者で年齢満25年以上のものは、議員の被選挙権を有する。

- 2 前項の年齢は、選挙の期日により算定する。

(選挙人名簿)

第6条 議員の選挙に用いる選挙人名簿は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第19条の規定により調製された選挙人名簿のうち、議員の選挙権を有する者に係る選挙人名簿又はその抄本によるものとする。

(選挙人名簿の調製)

第7条 静岡市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)は、議員の選挙を行う場合は、選挙人名簿を調製しなければならない。この場合において、選挙権の要件及び選挙人名簿登録の要件は、選挙人名簿調製の期日現在により調査するものとする。

- 2 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載しなければならない。
- 3 選挙人名簿は、財産区の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編成しなければならない。

(選挙人名簿の縦覧等)

第8条 選挙管理委員会は、選挙人名簿を調製したときは、その指定した場所において、これを縦覧に供さなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、縦覧開始の日前3日までに縦覧の場所を告示しなければならない。
- 3 選挙人名簿の調製の期日及び縦覧の期間並びにその手続きは、選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示しなければならない。

(選挙人名簿の効力)

第9条 選挙人名簿は、次の選挙を行う場合において調製する選挙人名簿が確定するまでの間その効力を有する。

(選挙人名簿の再調製)

第10条 天災事変その他の事故により必要があるときは、選挙管理委員会は、更に選挙人名簿を調製しなければならない。

2 第7条第1項後段及び第8条第3項の規定は、前項の規定によって選挙人名簿を再調製する場合に準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(静岡市井川財産区議会設置条例の廃止)

2 静岡市井川財産区議会設置条例(昭和44年静岡市条例第20号。次項において「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例による議員の職にある者は、この条例による議員の職にある者とみなし、その任期は、平成17年4月30日までとする。

静岡市両河内財産区議会設置条例をここに公布する。

平成15年12月26日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第355号

静岡市両河内財産区議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第295条の規定に基づき、静岡市両河内財産区(以下「財産区」という。)に議会を置く。

(議会の議員の定数)

第2条 議会の議員(以下「議員」という。)の定数は、13人とする。

(議員の任期)

第3条 議員の任期は、4年とする。

2 前項の任期は、一般選挙の日から起算する。ただし、任期満了による一般選挙が議員の任期満了の前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは

前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の議員がすべてなくなったときは議員がすべてなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

3 補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議員の選挙権)

第4条 日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上財産区の区域内に住所を有する者は、議員の選挙権を有する。

(議員の被選挙権)

第5条 議員の選挙権を有する者で年齢満25年以上のものは、議員の被選挙権を有する。

2 前項の年齢は、選挙の期日により算定する。

(選挙人名簿)

第6条 議員の選挙に用いる選挙人名簿は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第19条の規定により調製された選挙人名簿のうち、議員の選挙権を有する者に係る選挙人名簿又はその抄本によるものとする。

(選挙人名簿の調製)

第7条 静岡市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)は、議員の選挙を行う場合は、選挙人名簿を調製しなければならない。この場合において、選挙権の要件及び選挙人名簿登録の要件は、選挙人名簿調製の期日現在により調査するものとする。

2 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

(選挙人名簿の縦覧等)

第8条 選挙管理委員会は、選挙人名簿を調製したときは、その指定した場所において、これを縦覧に供さなければならない。

2 選挙管理委員会は、縦覧開始の前日3日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

3 選挙人名簿の調製の期日及び縦覧の期間並びにその手続は、選挙管理委員会が定めあらかじめ告示しなければならない。

(選挙人名簿の効力)

第9条 選挙人名簿は、次の選挙を行う場合において調製する選挙人名簿が確定するまでの間、その効力を有する。

(選挙人名簿の再調製)

第10条 天災事変その他の事故により必要があるときは、選挙管理委員会は、更に選挙人名簿を調製しなければならない。

2 第7条第1項後段及び第8条第3項の規定は、前項の規定によって選挙人名簿を再調製する

場合に準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(清水市両河内財産区議会設置条例の廃止)
- 2 清水市両河内財産区議会設置条例(昭和36年清水市条例第43号。次項において「旧条例」という。)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に旧条例による議員の職にある者は、この条例による議員の職にある者とみなし、その任期は、平成17年8月22日までとする。

静岡市井川財産区議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月26日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第356号

静岡市井川財産区議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

静岡市井川財産区議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年静岡市条例第304号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「162,000円」を「153,600円」に改め、同条第2号中「144,000円」を「136,800円」に改め、同条第3号中「132,000円」を「124,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

規 則

## 静岡市規則第303号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年12月24日

静岡市長 小 嶋 善 吉

## 静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第99条中「午後4時」を「午後3時」に改める。

## 附 則

この規則は、平成15年12月29日から施行する。

## 静岡市規則第304号

第57回日本選手権競輪の開催に伴う静岡市会計規則及び静岡市契約規則の特例に関する規則をここに制定する。

平成15年12月24日

静岡市長 小 嶋 善 吉

## 第57回日本選手権競輪の開催に伴う静岡市会計規則及び静岡市契約規則の特例に関する規則

## （趣旨）

第1条 この規則は、第57回日本選手権競輪の開催に伴う財務事務の取扱いについて、静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号。以下「会計規則」という。）及び静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号。以下「契約規則」という。）の特例を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）第57回日本選手権競輪 平成16年3月22日から同月28日までの予定で開催される平

成15年度第12回静岡市営静岡競輪をいう。

- ( 2 ) 臨時場外 第57回日本選手権競輪の開催に当たり、本市が自転車競技法(昭和23年法律第209号)第4条の規定により設置する臨時場外車券売場をいう。

( 資金前渡の範囲の特例 )

第 3 条 会計規則第75条に定めるもののほか、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第161条第1項第14号に規定する規則で定める経費は、臨時場外の運営に要する経費で、当該臨時場外の設置場所において支払をするものとする。

( 契約書の省略の特例 )

第 4 条 前条の規定により資金前渡することができる経費に係る契約を随意契約の方法により行うときは、契約規則第33条第1項及び第34条の規定(委託事務及びこれに類するものに係る契約にあっては、これらの規定のほか静岡市予算規則(平成15年静岡市規則第46号)第24条第3項の規定)にかかわらず、契約書の作成を省略し、及び請書その他これに準ずる書面を提出させないことができる。

( 前渡資金の精算の特例 )

第 5 条 第3条の規定により資金前渡された経費の精算については、会計規則第79条第1項第2号に規定する期間にかかわらず、これを行うことができる。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

( この規則の失効 )

- 2 この規則は、平成16年5月31日限り、その効力を失う。

静岡市規則第305号

静岡市井川財産区議会定例会規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年12月26日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市井川財産区議会定例会規則の一部を改正する規則

静岡市井川財産区議会定例会規則(平成15年静岡市規則第265号)の一部を次のよう

に改正する。

本則中「8月」を「11月」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 告 示

静岡市告示第 333 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成 15 年静岡市告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成 15 年 12 月 26 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

表に次のように加える。

清水中央老人福祉センター使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 会長
清水北部交流センター及び清水南部交流センター使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 会長

附 則

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

## 教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第 1 号

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 16 年 1 月 13 日

静岡市教育委員会委員長 太田 貴美子



## 静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則

静岡市立高等学校学則（平成15年静岡市教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表静岡市立高等学校の項中「1,000人」を「960人」に改め、同表静岡市立商業高等学校の項中「840人」を「800人」に改める。

## 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

## 静岡市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、平成16年1月6日現在により、次の者を在外選挙人名簿から抹消した。

平成16年1月6日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

「次の者」掲載省略

## 静岡市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、静岡市役所静岡総合事務所において、平成16年3月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を平成16年3月3日から平成16年3月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成16年2月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

## 静岡市選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7の規定により、静岡市役所静岡総合事務所において、平成16年3月3日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所地及び生年月日を記載した書面を平成16年3月3日から平成16年3月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成16年2月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

## 静岡市選挙管理委員会告示第4号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条の規定により、静岡市農業委員会委員選挙人名簿を静岡市役所静岡総合事務所において、平成16年2月23日から平成16年3月8日までの15日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成16年2月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

## 静岡市選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、平成16年2月2日現在により、次の者を在外選挙人名簿から抹消した。

平成16年2月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

「次の者」掲載省略